

井泉小・三田ヶ谷小・村君小  
再編成準備委員会  
第8回 通学部会

令和6年1月24日（水）

# 1 スクールバス業務委託プロポーザルの実施について

羽生市立羽生東小学校スクールバス運行業務については、実績、安全対策及び緊急時の対応など、価格以外の要素を含めて総合的に評価し、最も適した事業者を選定するため、指名型プロポーザル方式を実施することとしました。

(以下「プロポーザル実施要領」の抜粋)

## 2 業務概要

### 運行業務委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から令和7年3月31日までは、履行準備期間とする。

## 3 委託料限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

運行業務委託期間内（5年間）の上限額は、2億410万円とする。

（目安）年間バス1台当たり1,020万5,000円

## 4 参加資格

○一般的な入札方式においての要件を満たしていること。

○国土交通大臣から道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。

## 5 スケジュール

○令和6年3月15日（金） プロポーザル（プレゼンテーション審査）実施予定

○令和6年3月下旬 契約手続予定

# 1 スクールバス業務委託プロポーザルの実施について

## 9 提案内容

- (1) 基本的な考え方  
本業務に係る基本的な考え方、基本方針等について
- (2) 運行管理業務の実施体制  
運行管理・整備管理体制、運転士等の人員・健康管理体制、日常の安全管理、研修制度等について
- (3) 運行準備体制
  - ・運行開始までの準備計画（車両調達計画（車両仕様含む。）、運転士の確保、試運転等の実施計画等）について
  - ・児童及び保護者の時間等の負担が少ない運行ルートの設定について
- (4) 安全管理体制
  - ・児童が安全に登下校するための運行方法、人員体制について
  - ・登下校時の児童の人員確認方法及び欠席確認方法について
  - ・定期及び日常の車両管理・点検内容について
- (5) 緊急時の対応
  - ・事故（故障）・急病人の発生・災害緊急時の体制確保及び対応方法について  
また、緊急時の連絡体制と手段、交代運転士及び代替車両の確保状況等について
  - ・市又は第三者に被害等を与えた場合の補償等（任意保険の内容を含む。）について

# 1 スクールバス業務委託プロポーザルの実施について

## 9 提案内容

### (6) 利便性の向上

- ・バスの位置をスマートフォンで確認できるシステム等について
- ・利用者、学校からの要望に対する対応方法について

### (7) 自由意見・提案

事業者としての優位性・アピール等

## 10 審査概要

(1) 提案書評価基準（右図）のとおり

(2) 評価点の算定（下図）のとおり

(1) 提案見積額以外の評価項目

評価		評価点
A	大変優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.7
C	普通	配点×0.5
D	あまり評価できない	配点×0.3
E	評価できない	配点×0

(2) 提案見積額の評価点

提案見積額の評価点＝配点×最低提案見積額／当該提案見積額

(小数点以下第一位を四捨五入)

評価項目	評価内容	配点
1 基本項目		
提案者の経営基盤に関する事	本業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模(人員、車両を含む。)及び安定的な経営基盤を有しているか。	1.0
提案者の同種・類似業務実績に関する事	本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか。	1.0
2 業務提案内容		
基本的な考え方に関する事	本業務に係る基本的な考え方、基本方針等は満足するものであるか。	1.0
運行管理業務の実施体制に関する事	・本業務を安全に実施するための運行管理体制、整備管理体制、運転士等の人員体制、健康管理体制は整っているか。 ・日常の安全管理、研修制度等は適切であるか。	2.0
運行準備体制に関する事	・運行開始までの準備計画(車両調達、運転士の確保、試運転の実施計画等)は適切であるか。 ・運行ルートを確認し、児童・保護者の負担が少ない運行ルートを設定することができるか。	2.0
安全管理体制に関する事	・児童が安全に登下校するための運行方法、人員体制は適切であるか。 ・登下校時の児童の人員確認方法及び欠席確認方法は適切であるか。 ・定期及び日常の車両管理及び点検内容等は十分であるか。	4.0
緊急時の対応に関する事	・事故・急病人発生時、災害緊急時の体制確保及び対応方法は適切であるか。また、交代運転士及び代替車両の確保は確実に行えるか。 ・市又は第三者に被害等を与えた場合の補償等の内容は十分なものであるか。	3.0
利便性の向上に関する事	・バスの位置を確認できるシステム等は使いやすいものであるか。 ・利用者、学校からの要望に柔軟に対応できるか。	2.0
自由意見・提案に関する事	事業者としての優位性・アピール等	1.0
3 提案見積額		
見積額及び積算内容の妥当性	—	3.0
計		20.0

# 1 スクールバス業務委託プロポーザルの実施について

羽生市立羽生東小学校スクールバス運行業務委託仕様書については、これまで通学部会で協議してきた内容を可能な限り反映しています。概要については、次のとおりです。

(以下「羽生市立羽生東小学校スクールバス運行業務委託仕様書」の抜粋)

## 1 車両について

- ・マイクロバス4台（補助席含め旅客定員28人乗りを基準）
- ・自動扉を装備（運転士が開閉する。）
- ・バスの位置をスマートフォンで確認できるシステムを装備

## 2 乗務員

- ・各バス運転士1名（年度当初10日間は、別に添乗員を配置）

## 3 運行内容

- ・登校1便、下校2便（5校時、6校時終了後）
- ・学校行事等での利用（年10回以内：8時30分～14時30分の範囲内）
- ・乗車児童数の状況により、毎年度運行路線、乗降場所を調整する。  
（運行回数、運行ルートに大幅な増減が生じる場合は、契約金額の変更を伴う。）

## 4 試験運転

- ・毎年度、入学予定児童及び保護者を乗車させての試験運転を2回以上実施する。